

大雪により被害を受けられたお客さまへ

このたびの大雪で被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

つきましては、12月10日から当面の間、次のとおりのお取扱いをさせていただきます。

1. 預金の通帳・証書をなくされた方は、運転免許証等によりご本人さまであることを確認させていただいたうえで、ご預金のお支払いをさせていただきます。
2. お届けの印鑑を紛失された場合には、運転免許証等によりご本人であることを確認させていただき、届出印鑑の変更もしくは拇印をもってご預金のお支払いをさせていただきます。
3. 定期預金や定期積金等につきましては、満期日到来前でもお申し出によりお支払いをさせていただきます。
また、定期預金を担保といたしましたお借入につきましてもご相談させていただきます。
4. 損傷した紙幣や貨幣のお引換えをいたします。
5. 今回の災害にかかるご融資等につきましては、当金庫本支店窓口までご相談下さい。

平成26年12月10日

 徳島信用金庫